

○京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例

平成 19 年 5 月 31 日

条例第 1 号

改正 平成 23 年 6 月 10 日 条例第 5 号

平成 27 年 6 月 5 日 条例第 3 号

京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 行政評価等の基本原則（第 3 条～第 6 条）

第 3 章 行政評価

第 1 節 評価の実施（第 7 条～第 10 条）

第 2 節 委員会（第 11 条）

第 4 章 外郭団体経営評価（第 12 条・第 13 条）

第 5 章 市会の関与及び市民の参画（第 14 条～第 17 条）

第 6 章 雑則（第 18 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、行政評価等に関し基本的な事項を定め、総合的かつ体系的な行政評価等の仕組みを構築することにより、行政活動及び外郭団体の経営を客観的かつ厳格に評価した結果を行政活動の企画立案等に積極的に活用し、もって効果的かつ効率的な市政の実現を図るとともに、市民の参画を得て実施した行政評価等の結果等を公表することにより、市民に対し説明する責務を果たし、もって市民の視点に立った市政の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長その他別に定める機関をいう。
- (2) 外郭団体 本市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資する法人であつて、別に定めるものをいう。

(3) 行政評価 実施機関が第7条から第9条までの規定に基づき行政活動について実施する評価をいう。

(4) 外郭団体経営評価 市長が外郭団体の経営について実施する評価をいう。

(5) 行政評価等 行政評価及び外郭団体経営評価をいう。

第2章 行政評価等の基本原則

(合理的な手法の原則)

第3条 実施機関は、行政評価等の実施に当たっては、その客観性及び公平性が確保されるよう、当該行政評価等の対象の特性に応じた合理的な手法を用いて、可能な限り定量的に行うものとする。

(継続的な創意工夫の原則)

第4条 実施機関は、よりの確に行政評価等を実施し、かつ、その結果を活用するために、行政評価等の手法について、継続的な創意工夫に努めるものとする。

(積極的な活用の原則)

第5条 実施機関は、行政活動及び外郭団体の経営の質及び効率の向上を図るため、行政評価等の対象の特性に応じ、当該行政評価等の結果を企画立案、予算編成、人事管理、組織管理等に積極的に活用するものとする。

(市民の視点に立った職員の姿勢の原則)

第6条 職員は、常に市民の視点に立ち、自ら問題を発見する能力、分析力等の政策を形成する能力の向上に努めるとともに、行政評価等を通じて、その所管する事務事業を成果の重視その他行政評価等の対象の特性に応じ必要な視点での確かかつ柔軟に見直すものとする。

第3章 行政評価

第1節 評価の実施

(政策及び施策の評価)

第7条 市長は、毎年度、本市の政策（基本計画（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法第2条第4項の規定に基づき定めた基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般にわたり総合的かつ体系的に定めるものをいう。以下同じ。）において定める市政の各分野における基本的な方針をいう。以下同じ。）及び施策（基本計画において定める政策を推進するための個々の具体的な方針をいう。以下同じ。）の達成度について、評価を実施する。

2 実施機関は、前項の評価の結果に基づき、企画立案、予算編成等において必要な措置を講じるものとする。

(事務事業の評価)

第8条 別に定める実施機関は、毎年度、その実施する事務事業（施策を推進するための個々の方策その他これに類するものをいう。以下同じ。）の特性に応じ、有効性、効率性又は別に定める事項について、評価を実施する。

2 実施機関は、前項の評価の結果に基づき、事務事業の充実、見直しその他の必要な措置を講じるものとする。

(特定分野の評価)

第9条 次の各号に掲げる実施機関は、当該各号に掲げる市政の特定の分野に関する行政評価を当該行政評価の対象の特性に応じ実施するものとする。

(1) 市長及び別に定める実施機関 別に定める公共事業

(2) 交通局長 交通事業

(3) 上下水道局長 上下水道事業

(4) 教育委員会（教育委員会が所管する学校の校長及び園長を含む。） 別に定める学校の教育活動

(市長の調整)

第10条 市長は、本市の他の実施機関に対し、行政評価に関し、報告を求め、又は助言を行うことができる。

第2節 委員会

第11条 本市の政策及び施策の評価並びに事務事業の評価について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、それぞれ委員会を置く。

2 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、第9条に規定する行政評価について、市長等の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、それぞれ委員会を置くことができる。

3 委員会は、それぞれ委員15人以内をもって組織する。

4 委員会の委員は、当該委員会の所管事項に関し優れた識見を有する者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は、2年以内においてそれぞれの委員会ごとに市長等が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第4章 外郭団体経営評価

(評価)

第12条 市長は、毎年度、外郭団体の経営について、評価を実施する。

2 実施機関は、前項の評価の結果に基づき、外郭団体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

3 外郭団体は、第1項の評価の実施に協力しなければならない。

4 外郭団体は、第1項の評価の結果並びに第2項の指導及び助言を踏まえ、当該評価を実施した年度の翌年度の当該外郭団体の経営に関する計画を作成しなければならない。

(外郭団体経営評価専門員)

第13条 市長は、外郭団体経営評価について、専門的な知識経験に基づく助言を行わせるために外郭団体経営評価専門員（以下「専門員」という。）を置く。

2 専門員の定数は、5人以内とする。

3 専門員は、経営に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

4 専門員の任期は、3年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 専門員は、再任されることができる。

第5章 市会の関与及び市民の参画

(市会への報告)

第14条 実施機関は、行政評価等の結果を、市会に報告するものとする。

(市民意識の反映)

第15条 実施機関は、行政評価等の対象の特性に応じ、市民の満足度その他の市民の意識に関する情報を調査し、行政評価等に適切に反映させるよう努めるものとする。

(行政評価等の結果等の公表)

第16条 実施機関は、行政評価等の結果を公表するものとする。

2 前項の場合において、実施機関は、行政評価等の対象の特性に応じ、前項の行政評価等の基礎とした数値を可能な限り公表するものとする。

(市民の意見申出)

第17条 市民は、行政評価等の方法、結果その他の事項に関し、当該行政評価等を実施

する実施機関に対し、意見を申し出ることができる。

- 2 実施機関は、前項の意見を受けた場合においては、これを誠実に処理し、その処理の結果を公表しなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、実施機関は、行政評価に係る意見にあつては当該行政評価を所管する委員会がある場合には当該委員会に、外郭団体経営評価に係る意見にあつては専門員に当該意見の処理の結果を報告しなければならない。

第6章 雑則

第18条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成23年6月10日条例第5号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日から施行する。

（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）の施行の日は、平成23年8月1日）

附 則（平成27年6月5日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例第11条第1項に規定する委員会の委員である者の任期の残任期間は、同条第5項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日における当該委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。